慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	いわゆる法人格否認の法理についての一考察：最高裁判決を中心に
Sub Title	Disregard of the corporate personality
Author	阪埜, 光男(Banno, Mitsuo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1971
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.44, No.3 (1971. 3) ,p.163- 191
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	津田・宮崎・伊藤教授退職記念論文集 第一部法律学関係
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19710315-0163

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

いわゆる法人格否認の法理についての一考察

——最高裁判決を中心に——

阪　埜　光　男

一

法人の本質についてどのような見解をとるにしても、法人の制度は人間以外のものを人間と同じく権利能力者と認め、これによりそのものを中心として生起する法律関係を単純化するための法技術であつて、その意味で法人格は法の擬制ともいえる。(1)

そして、法が特定の社団または財団に法人格を認めるのは、それが社会的に価値ある有用な機能をいとなみ、このようにすることが公共の便益に合致するからである。したがつて法人の設立が不法な目的をもつてなされ、または設立された法人の存在が反社会的傾向を示し、公益上その存在を許すべきではないと考えられる場合には、法人擬制の根拠が失なわれるので、国家はその法人格を剝奪し、法人としての存在を否認しうる筈である。商法五八条の定める会社の解散命令はこのよ

うな趣旨に出たものである。[2] これによれば、設立目的の不法、正当な事由なき開業遅延または営業休止、会社役員の反覆継続的な権限濫用などを理由として裁判所は会社の解散を命ずることができる。[3] この解散命令の制度は、会社の法人格を全面的に剝奪し、その法人としての存在を一般的に否認するものであるが、このような措置がとられない場合においても、会社の法人格が、これを付与した法の目的から逸脱して利用されているときは、特定の法律関係について、その法人格を無視し、会社とその構成員たる社員とを実質上同一視して取引実情に即した解決をはかる必要が生ずる。

この必要に応ずるものが、アメリカにおいて判例・学説上ひろくみとめられているいわゆる法人格否認（disregard of the corporate personality）または法人被衣の剝奪（piercing the veil of corporate entity）の法理である。ここにいう法人格の否認とは、特定の会社の存在を全面的に否定するものではなくして、その法人としての存在を認めながら、特定の事案について会社なるヴェールを剝奪し、その背後にある実体をとらえて、これに即した法律上の取扱をなすことをいうのであり、この法理は、法人格は一定の正当な目的を達するための法技術的配慮より出た法の擬制であるが、すべての法の擬制は公共の便益のためかつ正義の目的に役立つために認められるものであつて、もしその擬制がこれを認める理由と政策とを逸脱する意図および目的を助けるために利用されるならば、それは裁判所により否認されなければならない。この擬制一般について適用される原則は、法人についても適用されない理由はないという思想にもとづくものであるといわれている。[4] ドイツにおいては、かような意味における法人格の否認は一つの法理として一般的に確立されてはいないが、主として一人会社に関する法律関係において、会社の法人格を無視し、その背後にある実体をとらえて、法人格あるところに法人格なきと同様の取扱を認める判例の数がふえており、近時、ゼリックのような、責任把握（Haftungsdurchgriff）の理論の名の下に、ドイツ法上法人格否認の理論の構成を試みる学者があらわれるに至つている。[5] イギリスにおいても同様な傾向がみられ、[6] アメリカ法における法人格否認の法理にみられる思想は、決してアメリカ法に固有なものではなく、一つの法理として意識されている

かどうかは別として、法人の制度が存在するところにあつては一般的に認められる共通の考え方であるということができる。[7]

ところで、わが国では、昭和二五年（一九五〇年）に大隅健一郎博士によりはじめてアメリカ法の法人格否認の法理が紹介され、この法理のわが法への導入が提唱された。[8] 松田二郎博士も早くからこの法理の有用性を説かれており、[9] 蓮井良憲教授などの同調者があらわれるに至つたが、[10] 学説の多くは、わが法のもとにおいてこの法理を認めることにはむしろ消極的であつた。[11] その理由としては、第一に実定法の解釈論の枠内でこれを一つの法理として認めるための根拠づけが困難であること、第二にこの法理の適用範囲が個人会社の関係するすべての事件におよぶために、その適用限界を設ける必要があるが、その作業は容易でないこと、第三に既存の法技術――たとえば事実認定、契約の合理的解釈、法規の合目的的解釈を用いることによつて紛争の妥当な解決がえられるかぎり、法人格否認の法理のような大上段の議論をふりかざす必要はないことを挙げることができる。[12] このように法人格否認の法理の容認に消極的な学説の傾向を反映して、昭和四四年二月二七日の最高裁判決（民集二三巻二号五一一頁）が出るまでは、この法理を採用して紛争解決の一助にした判決は、契約上の競業避止義務を負う者が同種営業の株式会社を設立して、その取締役になつた事件において、具体的事件の解決としては立証不十分という理由で法人格否認の法理の適用を否定したが、一般論としては、法人格を利用して契約上の義務を回避しようとする場合には、法人格否認の法理が働く旨を判示した昭和三五年一月一三日の熊本地裁八代支部判決（下級民集一一巻一号四頁）と、個人と有限会社の営業の実体が同一である建設業者の請負代金債権を会社が譲渡したのち個人が別人に二重譲渡した事件において、会社の名を用いた取引は「会社なる法形態の悪用であり、法が認める法人格賦与の目的を逸脱しているものというべく、このような場合は右取引関係に関する限り、会社の法形態を排除し、その背後にある実体をとらえて、法人格

あるところに法人格なきと同様の法的取扱をしなければならない」と判示して、会社の名を用いてなした債権譲渡を個人の債権譲渡と認めて事件を処理した昭和三五年一月三〇日の千葉地裁判決（下級民集一一巻一号一九四頁）の僅か二つの判決があるにすぎなかつた。

ところが、昨年二月二七日、最高裁が、実質は個人企業である株式会社と第三者との間の家屋賃貸借契約に関する事案に法人格否認の法理を適用して以来、現在に至るまでこの法理を認める判決は、後述のごとく下級審において増加の傾向を示している。このような事態は、わが国においても法人格否認の法理が単なる机上の理論から脱却して実用段階に入つたことを示すものであり、これからは判例の積み重ねによつて、法人格否認の法理の内容が具体化されてゆくものと思われる。

法人格否認の法理は、たとえ特定の法律関係においてであるとはいえ、形式的には存在する会社の法人格を無視することを認めるものであるから、この法理の実定法上の根拠を求めることは困難であり、いわば裁判官によつて作られた法としての性格を有している。そして、この法理の基礎は正義や衡平の実現というすぐれて実践的な要求にあるから、この法理の適用の範囲と要件とを不明確のまま放置しておくならば、裁判官の恣意的判断により、この法理が安易に適用される危険があり、法が認めた法人とその構成員との人格異別の社会的効用を[13]不用意に抹殺するおそれがある。そこでこの法理の適用の範囲と要件とをできるだけ明確にしておくことが望ましいが、右の範囲と要件の指標は、その核心である具体的事件における諸条件たる事実関係の中に求められなければならないと考える。[14]

ところで、法人格否認の法理に関する論稿は、比較法的研究を中心として、その数も多い。[15] しかしこの法理は、昨年の最高裁判決の認知によつて、ようやくわが国に定着したにすぎず、したがつて、わが国では、まだ熟していない理論であり、右の法理についての私の考えもまだまとまつていない。

そこで、本稿では、最近における右の法理の展開に目をむけ、最高裁判決を中心に、法人格否認の法理の適用範囲・要件

などについて若干の考察を試みるにとどめたい。

(1) 大隅健一郎「法人格否認の法理」会社法の諸問題（増補版）三頁（以下「法理」として引用）。

(2) しかし、従来の統計によつても全国で毎年僅少の解散命令申請事件はあるが、寡聞にして裁判所が解散命令を発したことをほとんど聞かない（松田二郎「会社法人格の濫用」――会社解散命令への期待―株式会社法研究二六四頁）。

(3) もつとも、裁判所は職権をもつて自ら進んで解散命令を発することはできない。解散命令を行なう前提としては、法務大臣または株主債権者その他の利害関係人の請求があることを必要とする。

(4) 大隅「会社の法形態の濫用」会社法の諸問題（増補版）二二頁（以下「濫用」として引用）。

(5) Serick, Rechtsform und Realität juristischen Personen (1955); Serick, Durchgriffsprobleme bei Vertragsstörungen unter Berucksichtigung von Organschafts- und Konzernverhältnissen (1959) なお責任把握の理論については加美和照「責任把握の理論」青山学院創立九〇周年記念論文集一五頁以下参照。

(6) イギリス法における法人格否認の法理の展開については蓮井良憲「会社の独立性の限界」広島大学政経論叢八巻一号一〇一頁以下参照。

(7) 大隅「濫用」二三頁。

(8) 大隅「法理」なおこの論文は、当時は法曹時報二巻八号に掲載されていた。

(9) 松田「コンツェルン関係における株式会社の自主独立性」法曹時報二巻二号。

(10) 蓮井「米国会社法における法人被衣の剝奪の法理」近畿大学法商学部論叢二巻一号・二号、同「会社の独立性の限界」広島大学政経論叢七巻三号・四号、八巻一号・三号。

(11) 西原寛一「会社制度の濫用」権利の濫用中（末川先生古稀記念）一二三頁、石井照久ほか「中小株式会社と商法」ジュリスト一三三号六頁。

(12) 石井ほか・前掲六頁。

(13) 物的会社についていえば、会社制度のもつ主要な目的は、第一に自然人に対しみずから人的に責任を負うことなくして営業生活に参加する可能性を与えること、第二に一個人にとつては通常期待できない程度において物的諸力の結合を可能ならしめること、第三に社員の交替により影響されることなく企業に個人の生存を超える永続性を与えることにあるものといえる。そして、このような会社制度の目的は、会社とその社員・会社財産と社員個人財産との間の明確な分離によつて初めて達成されるのである（大隅「濫用」二一頁）。

(14) 蓮井「会社法人格の否認」ジュリスト四五一号九七頁。

(15) 法人格否認の法理の比較法的研究を主題とした主な論稿を参考までに挙げておこう。大隅「法理」、蓮井「米国会社法における法人被衣剝奪の法理」近畿大学法商学部論叢二巻一号・二号、同「会社の独立性の限界」広島大学政経論叢七巻三号・四号、八巻一号・三号、須藤茂「米国法における法人格否認の法

理の適用の範囲」国学院大学政経論叢一一巻三号、加美「責任把握の理論」青山学院九〇周年記念法学論文集。これらの論稿によりアメリカをはじめ諸外国における法人格否認の法理は既に詳細に紹介されているので、本稿では、外国法に関する説明はほとんど行なわない。

二

最高裁は、昭和四四年二月二七日に、はじめて正面から、法人格否認の法理を適用した。その事実関係は概ねつぎのとおりである。

被上告人（原告・被控訴人）Xは、その所有する店舗を、昭和三六年二月二〇日、契約書の文言によれば上告人（被告・控訴人）Y会社を賃借人とし、これに対し賃料一ヵ月一万円、契約期間五年の条件で賃貸した。このY会社は電気屋を経営するAが税金の軽減を図る目的のため設立した株式会社で、A自らがその代表取締役となつており、会社とはいうものの、その実質は全くAの個人企業に外ならず、Xとしても、電気屋のAに右店舗を賃貸したものと考えていた。Xは、昭和四一年二月二〇日に右店舗を自己の用に供する必要上、Aにその明渡を求めたところ、Aは同年八月一九日までに明け渡す旨のA名義の念書をXに差し入れた。しかし、その明渡がされないので、同年一一月二九日、XはAを相手どつて店舗明渡請求訴訟を提起したところ、昭和四二年三月四日、当事者間に右店舗の賃貸借契約を同日をもつて合意解除し、Aは昭和四三年一月末日までに右店舗の明渡をなすべき旨の裁判上の和解が成立した。その際、賃借人名義がY会社であるのに和解の相手方がAであることは問題とされず、A自身もとくに個人としての資格とY会社代表取締役としてのそれとを区別し、後者の資格を除外して和解に応ずるとの趣旨ではなかつた。ところが、Aは右和解成立後まもなく、右店舗はY会社が借りているのだから、Aが個人として使用している部分は明け渡すが、Y会社の使用している部分は明け渡さないと主張するようになつたのでXはY会社を被告として訴訟を提起し右店舗の明渡を求めた。

第一審（昭和四三年一月一九日東京地裁判決）は、A個人もY会社も右店舗を明け渡すべきことをXに対して約定したものと認めてXの請求を認容し、第二審（昭和四三年六月三日東京高裁判決）も第一審とほぼ同様の理由でY会社の控訴を棄却した。これに対してY会社は、原判決は賃貸借契約、裁判上の和解における権利主体を混同している等の理由をもつて上告した。

最高裁は次のように判示し、Y会社の上告を棄却した。「およそ社団法人において法人とその構成員たる社員とが法律上別個の人格であることはいうまでもなく、このことは社員が一人である場合でも同様である。しかし、およそ法人格の付与は社会的に存在する団体についてその価値を評価してなされる立法政策によるものであつて、これを権利主体として表現せしめるに値すると認めるときに、法的技術に基づいて行なわれるものなのである。従つて、法人格が全くの形骸にすぎない場合、またはそれが法律の適用を回避するために濫用されるが如き場合においては、法人格を認めることは、法人格なるものの本来の目的に照らして許すべからざるものというべきであり、法人格を否認すべきことが要請される場合を生じるのである。そして、この点に関し、株式会社については、特に次の場合が考慮されなければならないのである。

思うに、株式会社は準則主義によつて容易に設立され得、かつ、いわゆる一人会社すら可能であるため、株式会社形態がいわば単なる藁人形に過ぎず、会社即個人であり、個人即会社であつて、その実質が全く個人企業と認められるが如き場合を生じるのであつて、このような場合、これと取引する相手方としては、その取引がはたして会社としてなされたか、または個人としてなされたか判然としないことすら多く、相手方の保護を必要とするのである。ここにおいて次のことが認められる。すなわち、このような場合、会社という法的形態の背後に存在する実体たる個人に迫る必要を生じるときは、会社名義でなされた取引であつても、相手方は会社という法人格を否認して恰も法人格のないのと同様、その取引をば背後者たる個人の行為であると認めて、その責任を追求することを得、そして、また、個人名義でなされた行為であつても、相手方は

敢て商法五〇四条を俟つまでもなく、直ちにその行為を会社の行為であると認め得るのである。けだし、このように解しなければ、個人が株式会社形態を利用することによつて、いわれなく相手方の利益が害される虞があるからである……。前示説示したところに照らして考えると、Y会社は株式会社形態を採るにせよ、その実体は背後に存するA個人に外ならないのであるから、XはA個人に対して右店舗の賃料を請求し得、また、その明渡請求の訴訟を提起し得るのであつて（もつとも、訴訟法上の既判力については別個の考察を要し、Aが店舗を明渡すべき旨の判決を受けたとしても、その判決の効力はY会社には及ばない）、XとAとの間に成立した前示裁判上の和解は、A個人名義にてなされたにせよ、その行為はY会社の行為と解し得るのである。しからば、Y会社は、右認定の昭和四三年一月末日限り、右店舗をXに明渡すべきものというべきである」。

この判決の要点は、法人格を否認しうる場合を列挙したことと、実体を全く欠く会社と取引する相手方の保護の必要が右の法理の根拠の一つであることを示した点にある。判決は法人格を否認しうる場合として、法人格が全くの形骸にすぎない場合と法人格が法律の適用を回避するために濫用されるがごとき場合との二つを挙げているが、法人格を否認しうるのはこの二つの場合に限定する趣旨かどうかは必ずしも明らかでない。しかし、私は法人格を否認しうるのは、これら二つの場合に限るべきものと考える。[1] なぜなら法人格否認の法理は、権利濫用禁止の法理と似て、法人格に関する原則を貫ぬくことがもたらす不当な結果を回避するための概括的な原則であるため、その適用範囲をできるだけ制限する必要があり、かつ正義衡平の観念から法人格否認の法理を適用することに高度の妥当性がみとめられるのは、さしあたりこの二つの場合以外には考えられないからである。学説のなかには、右の二つの場合のほかに、法人格を否認しうる場合として、子会社による親会社の株式取得の場合のように、基本的意義を有する社団法的法規であつて間接的にもその法規の目的が侵害されることの許されないものの適用に関する場合および土地または家屋の賃借人たる個人企業者がその企業を会社組織にあらため、その会社に自己の賃借物を使用・収益せしめる場合のように、当事者が法律的にではなく、事実上別人であることを前提とする法規

の解釈が問題である場合をあげるものがある。[2] しかし子会社による親会社の株式取得は商法二一〇条の脱法行為として許されないと解することができ、また、土地または家屋の賃借人たる個人企業者がその企業を形式的にのみ会社組織にあらため、その会社をして賃借物を使用・収益させている場合で、会社企業の実権は依然賃借人の手中にあり、営業の実体にも変動はなく、賃借物の使用状況にも格別の変化がみられない場合には、昭和三〇年一〇月一七日の大阪高裁の判決が述べているように、賃貸借関係の基礎にある当事者間の信頼関係に重要な変動を及ぼしていないことを理由に賃借権の譲渡または賃借物の転貸はないと解すべきか、[3] あるいは昭和三九年一一月一九日の最高裁判決の見解のごとく、賃借権の譲渡または賃借物の転貸があることを認めた上で、この場合の転貸は賃貸人に対する背信行為がないとして、賃貸人に民法六一二条二項による解除権は発生しないと解すべきか、[4] は一考を要する問題であるが、いずれにせよ民法六一二条の合理的解釈によつて妥当な解決が得られると思われる。それゆえ、これらの場合には、あえて法人格否認の法理を持ち出す必要はないであろう。

そこで以下では、上述の最高裁が示した法人格否認の二つの指標を基準として、法人格否認の範囲および要件とそこに含まれる問題とを考察する。

(1) 同旨奥山恒朗「いわゆる法人格否認の法理と実際」実務民事訴訟法講座5一六五頁。反対正亀慶介「法人格否認の法理」ジュリスト四五六号（昭和四四年度重要判例解説）八〇頁。
(2) 大隅「法人格否認の法理の一適用」会社と訴訟上（松田判事記念）四〇頁。
(3) 大阪高判昭和三〇・一〇・一七高民集八巻七号五五五頁。
(4) 最高判昭和三九・一一・一九民集一八巻九号一九〇〇頁。

三

最高裁は一般的に法人格否認の法理を適用すべき場合として、前述のごとく、「法律の適用を回避するために法人格が濫

用されるがごとき場合」（以下においては法人格濫用の場合という）と「法人格が全くの形骸にすぎない場合」（以下においては法人格形骸の場合という）との二つを挙げているが、法人格濫用の場合に、法人格の存在に伴う法的利益の主張が許されないのは当然である。なぜなら、およそ、法律上の制度はそれ自体が目的ではなく、なんらかの目的を達成するための手段にほかならないから、制度の利用にはおのずから一定の方向と限界とが予定されているわけであつて、法律制度の濫用が法によつて保護されえないことはいうまでもなく、この原則は法人格の利用すなわち会社と社員との分離という会社制度の利用の方向と限界についても等しく適用されうるからである。(1)

法人格の濫用を理由に会社法人格を否認した判例はアメリカにおいては豊富であるのに対して、(2) わが国においては、参照しえた限りでは、僅かに一件だけである。(3) したがつて、法人格濫用の要件を考察するにあたつては、アメリカの判例を素材とするほかない。会社法人格の濫用は、人が会社を利用して、あるいは法の禁止または命令を潜脱し、あるいは契約上の義務を回避し、あるいは債権者を詐害する場合に認められる。(4) これらすべての場合について共通なことは、会社が外形上は法により是認された態様で行動しているが、真実は会社に法人格を賦与した法の目的の範囲を逸脱して行動していることである。そしてこの場合重要なことは、会社の存在はその背後にある人なくしては考えられず、しかもその者が会社の行動を規定し、会社に対し自己の意思を強制しうる支配的地位にあることである。(5) その強制は多くの場合、一人会社や従属会社に見られるように、社員権を通じて行なわれる。右の支配的地位はこのように社員権を通じての会社利用の場合のほか、業務執行権や契約を通じての会社の利用の場合も考えられる。(6) 会社法人格の濫用があるというためには、上述のように会社の背後にある人が会社を支配しているという事実だけでは足りず、その人が会社形態を利用するにつき違法または不当の目的を有していたとの事実の存在が必要である。そしてこの要件については、一般の権利濫用におけると同様に主観的濫用説と客観的濫用説との対立があるが、後述のごとく一般条項的な性格を有する法人格否認の法理の濫用を防ぎ法的安定性の確保を期

するためには、行為者の側における主観的濫用の意図の存することが必要であると考える。[7] そして、行為者が上述の会社を支配している事実の存在と行為者における主観的濫用の意図の存在とが認定された場合にはじめて会社法人格の濫用があるものとみて、当該事案に関してのみ会社の法形態を無視して、実体に即した取扱をすることが許されるのである。[8]

法人格濫用の場合に、会社の法人格を無視しうることについては抵抗が比較的少ないが、最高裁判決の事例がそうであつた法人格形骸の場合に、会社法人格を無視しうるかについては学説上論議を呼んでいる。[9]

周知のごとく、わが商法は株式会社の資本額の最低限を法定していないため、税金対策その他種々の理由により、実質上は個人企業であるものが法律上は株式会社の形態をもつて現われている場合が非常に多い。[10] このような場合には、契約当事者が会社であるか個人であるか、換言すれば、同一人が会社代表者の資格で取引しているのか個人の資格で取引しているのかを明らかにせず、取引の相手方も会社、個人のいずれを相手とするのかはつきりさせないまま取引を行なうことが多く、いつたんその取引上の責任をめぐつて争いを生ずるときは、取引の時にその意図はなくても、義務者は個人と会社とが別個の人格である旨を主張して極力その責任を免れようとすることが少なくないと思われる。わが国で法人格の否認が実際上問題となるのは、主としてこのような場合である。最高裁は取引の当事者たるY会社が、実質において全くA個人の企業にほかならないことを認定し、[11] このような場合には、会社と取引する相手方は、たとえ会社名義でなされた取引であつても、会社という法人格を否認して恰も法人格のないと同様、その取引を背後者たる個人の行為であると認めて、その責任を追求することができ、また個人名義でなされた行為であつても、その行為を会社の行為であると認めて会社の責任を追求することができると判示している。この理論は、法人格の形骸の場合の事案の解決に一つの指針を与えたといえるのであつて、その後この判例を引用する下級審判決が若干みられる。

その一は、会社名義でなされた契約について、代表取締役個人の責任を追求しうると判示したもので、原告から被告個人

に対して売掛代金を請求したのに対し、被告において右売買契約の当事者は被告が代表取締役をしている訴外会社であると争つた事件において、裁判所は、事実認定として契約の当事者は訴外会社こと被告個人であることを認めたうえ、傍論として次のように判示している。

「かりに……取引の相手方は被告個人ではなく、訴外会社であつたとしても被告はその取引に対する責任を免れないものというべきである。なぜならば証拠を総合すれば右訴外会社は、会社とはいつても本店は被告の自宅でありながら……会社なる看板も出しておらず、事務員としては被告の妻だけであつて、本店所在地には法人としての企業活動を認めさせるような設備はほとんどないこと、したがつてこのように会社といつてもそれが形がい化して実質が全く個人企業で前記認定のとおり、その代表者たる個人を信用して取引する場合は、その取引の相手方は会社という法人格を否認しあたかも法人格がないと同様、その取引の責任を背後者たる個人に対して求め得るものと解するを相当とするからである」（仙台地判昭和四四・一二・二七判例タイムズ二四三号二二三頁）。

その二は、会社が、いわゆる親子関係にある場合に、子会社の従業員の有する賃金債権について親会社の支払責任を認めた判決であつて、原告は子会社である訴外会社の従業員であつたが、同社が昭和四二年六月分の賃金未払のまま翌月解散したことを理由に解雇されたので、原告から、右訴外会社の株主は被告会社のみであるとともに、訴外会社の役員も被告会社の役員等が兼務し、その経営は、従業員に対する人事・給与・労務対策の決定のみならず、具体的生産目標と経営政策の決定にいたるまですべてにわたり被告会社の現実的統一的指示によつてなされていたことから、訴外会社と被告会社とは実質的に同一であるとみるべく、したがつて法人格否認の法理を援用しうるとして、親会社である被告会社に対して右賃金の支払を求めたのに対し、被告会社は、原告の主張する法人格否認の法理の適用は全く根拠を欠いていることを理由として右賃金の支払義務は負わないと争つた事件において、裁判所は次のように判示している。

「……法人格否定の法理とは『一定の会社が、法が積極的に認める会社の経済的社会的有用性の目的範囲を事実上潜脱してその構成員たる社員（株式会社であればその株主）に利用される場合、その会社に対する債権債務関係者に対する関係で法の求める衡平の観念からし

て裁判所において当該会社の独立した法主体性に限界を画し、その限界をはみ出る部分について法人格の構成社員に対する独立性を否定することができる。』とする理論であつて、これは、……必ずしも会社制度が乱用される場合にのみ適用される法理ではなく、また会社法人格を一般的画一的に否定する理論でもない。そして会社の存在がそれ自体乱用に至らない場合でも法人格否定の法理が適用される場合としては『会社の行為が法律上のみならず、事実上も別個独立の法主体でなければならないことを前提とする法律解釈において、事実上その会社の社員たる個人が会社形態の背後に隠れていながら法律上社員とは別個独立した会社の行為として自己の目的実現のため法律関係に関与しているような場合』などがあげられ、会社形骸論によりその構成社員に直接責任を認める理論（昭和四三年㈲第八七七号事件昭和四四年二月二七日最高裁第一小法廷判決参照）もその適用の一場面ということができ、この一適用場面を更に推究すると、結局はこれは、社員個人が、会社の財産業務などを事実上完全に支配してその個別的独立性に一線を画することができず、事実上社員たる個人と会社たる法人が法的形式的には独立した法主体性を有するに拘らず社会的経済的にこの二者が包括した一個の単一体を構成していること（例えば右二者が人的物的又は業態上混同しているような場合）に着眼して法人格否定の法理を適用しようとしているものということができる。してみると法の認める会社制度の存在目的からして法人格否定の法理は我が法制においても法の究極の目的である正義に適うものであるとともにまた会社法を貫く企業維持の原則に悖るものでもないから積極的に採用すべきものということができ債務者（被告会社―筆者注）のこれに反する主張は法的安定性の名のもとに会社債権者の利益を犠牲にしいたずらに会社社員の利益のみを擁護する硬直した見解といわざるを得ない。さてそこで右法人格否定の法理を社員が法人である場合の親子会社特に株式会社に当てはめて考察することにする。株式会社の株主有限責任制度は法律によつて認められたものであるが（商法二〇〇条）、これは事業資本の調達に資する経済的効用を有すると共に、個人を株主とする株式会社においては、その株主に有限責任の特権を認めることによつて集約形成した株式会社そのものの存在自体が企業活動の面において社会的効用を果しているということができる。したがつて個人を株主とする株式会社の株主有限責任をみだりに否定することはこれはとりもなおさず右株式会社の社会的効用を否定することになる。しかしながら法人を株主とする株式会社の株主有限責任を否定してもその株主たる法人と株式会社とが経済的社会的に一個の独立した単位を構成する場合は同株主となつている法人の構成員である個人の株主有限責任を否定しない限りこれは右株式会社の社会的効用に反するということはできない。むしろ株主たる法人の構成員は既に自己が直接所属する法人自体の企業活動において有限責任の特権を享受しながら更にその所属する法人が他の株式会社の株主になることによつて実質的には二次的有限責任の特権即ち二重の特権を有することになる。有限責任の原則は右のとおりその有する社会的効用の要請から法によつてその法人に対する債権者の利益を犠牲にしてもこれを正しいとして認めたものである

が、債権者の犠牲のうえに個人株主に対し有限責任の原則の享受し過ぎ（二重三重の有限責任）を積極的に是認しようとするものではない。けだし有限責任の原則の享受し過ぎを積極的に容認することは法自体が有するところの自己自的である衡平を法自ら否定する矛盾を冒すことになるからである。したがつて法人格昱定の法理は株式所有による親子会社には個人株主によつて構成される株式会社よりは会社自体の形骸性を問題にしなくとも容易に適用される場合が多いであろう。しからば法人格否定の法理にしたがい子会社の債権者に対する責任を親会社において右子会社に対する独立性を否定されて負担する責任条件とはいかなる場合であろうか。これは第一に親会社と子会社とは……経済的に単一の企業体たる実体を有すること、第二にその企業活動の面において親会社の子会社に対する管理支配が現実的統一的でその活動そのものの実質に経済的又は社会的に単一性を有することが必要と解すべきである。なぜならば、企業体の実体が経済的に単一性を有したとしてもこれだけでは法律的にも直ちに単一体と評価することはできず、むしろ親会社の現実的な統一的管理支配が欠けるときは、それは法人格が形式的に別個独立のものとされる限りその社会的又は経済的活動の単位からみればかえつて企業活動そのものの分離独立を示すことになり、また法人の社員から独立した法主体性はその企業の独立した社会的又は経済的に単一な企業活動自体に社会的有用性があるからこそ法がこれを付与したものということができるからである。そこで更に右企業の経済的単一性の内容を明らかにするに、これは親子両会社が財産的物権的に同一体となつていることであるからこれが混同はその典型ともいうことができるが、結論的には右混同状態に至らない場合でも親会社が子会社の業務財産を一般的に株主権を行使して支配し得るに足る子会社の株式を所有すること（一人会社がその典型である）を持つて足りるというべきである。けだし、例えば一人会社即ち親会社が子会社の全株を所有するときは、親会社の株主からみれば究極においてこの親子両会社の財産的物権的関係は株主の株主権を通じての財産処分権の面からみて全く同一体の関係にあるということができ（会社解散による当該会社の財産に対して有する株主の処分権を想起するとこのことは容易に肯定されよう）、また企業活動の面からみて株主たる親会社が株主総会において子会社の取締役を自から選任し、その取締役の業務執行行為を通じて子会社の財産を一般的物権的に管理支配するのでなければ親子両会社の財産は物権的にも管理支配の面からしても全く同一体の関係にあるということができないからである。しかしながら、右二条件が具備した場合に子会社に対する全ての債権者は法人格否定の法理の適用を主張できるであろうか。これは否定すべきである。なぜならば、右債権者には、自から任意的積極的に子会社との取引を選択してこれに対し信用拡大を図つた能動的債権者と消極的に因果の関係で債権者となつた受動的債権者とがあるが、右能動的債権者に対する関係においても法人格否定の法理の適用を許すとすれば、それは自己責任の原則に悖ることになると共に右会社債権者を過度に保護することになつて衡平を目的とする法の理念に反することになるからである。したがつて子会社に対する親会社の法人格の独立性が一定

の債権者に対する関係で限界を画され子会社の責任を親会社において自らの責任として負担すべきものとされるための条件としては、第一に親会社が子会社の業務財産を一般的に支配し得るに足る株式を所有すると共に親会社が子会社を企業活動の面において現実的統一的に管理支配していること、第二に株主たる親会社において右責任を負担しなければならないとするところの債権者は、親会社自から会社制度その他の制度の乱用を目的として子会社を設立し又は既存の子会社を利用するなどの事情がない限り子会社に対する関係で受動的立場にあるところの債権者に限ること、しかも親会社と子会社との間に右第一の支配関係があるときは子会社の受動的債権者に対する債務関係は常にしかも重畳的に親会社において引受けている法律関係にあると解するを相当とする。そして「支配あるところに責任あり」の法原則からしてもこのことは容易に首肯することができるであろう。」（仙台地判昭和四五・三・二六判例時報五八八号三八頁）

その三は、賃貸借契約上の債務について、法人の背後にある実体=個人とともに当該法人の契約上の責任をもみとめ、両者の関係は不真正連帯債務であると判示したもので、被告個人が全く株式会社としての実体のない被告会社名義を利用して原告と建物の賃貸借契約を締結したところ、原告が被告会社のみならず被告個人も貸主であると主張して、両者に対し、その契約不履行による契約解除を原因として原状回復（建設協力保証金名義の金員の返還）および損害賠償を請求したのに対し、被告において右契約の当事者は被告個人ではないと争つた事件において、裁判所は次のように判示している。

「　賃貸借契約書上の貸主としての被告会社の法的形態を軽視し去ることは許されないが、被告個人が被告会社の実質的代表者として支配的地位にあり、本件賃貸借関係について被告会社の事業及び財産を個人のものの如く取扱い、被告会社と被告個人の業務とを混同して賃貸借契約上の利益にあずかる一方義務を免れんとする限り、法律もまた契約の相手方の保護のため、被告会社と被告個人の人格の分離を拒絶し、被告個人に対し本件賃貸借上の債務ないし賃貸借終了に伴う諸債務を負担させる関係において又その関係においてのみ被告会社の法人格を否認し、その関係においては被告個人も貸主たる地位にあると解すべきである。法人格なる制度が、社団又は財団の法律関係を明確かつ単純化するために認められ、社会的に有用な機能を営み公共の利益に符合するための制度である以上、ある法律関係についてかかる制度の趣旨に反する法人格の利用がなされる場合には、その法律関係については法人格がないものとして、背後にある実体を把握すべきことは当然であるからである。ところで右のとおり法人格否認の法理は、法的形態の背後にある実体を把握することによつて契約の相手方の利益を保護するために認められた法理である。したがつて被告個人に本件賃貸借関係上の債務を負担させる関係においてのみ

被告会社の法人格は否認されるにすぎないものであり、法的形態を利用した被告会社としては、契約の相手方の犠牲において、法人格の否認されたことを利益に援用することは許されないものというべきである。してみると、本件賃貸借関係上の債務を負担すべきものとしての貸主としては被告個人及び被告会社の両者であるというべきである。そして、その反面において、原告に未払の賃料等があつて原告に対しその請求をする場合のように正当な権利行使の場合には法的形態に即して被告会社が貸主たる地位にあると解すべきである。」（大阪地判昭和四四・五・一四判例時報五九八号七七頁）

これら三つの判例のうち、その一とその三の事例は実質的個人企業の会社に関するものであるのに対し、[12] その二の事例は親子会社に関するものである。[13] 子会社の債務につき親会社が責任を負う要件を示した判旨は極めて詳細であり、それだけにさまざまな問題点を含み、学説上論議をよんでいるが、[14] 親子会社の場合は実質的個人企業の会社の場合と事情がかなり異なるから（企業を分割して独立の法人格を持たせることによつて得られる特典を受けるために子会社が作られるのであり、したがつて親子両会社の財産が混同状態に至る場合は少なく、また会社に関する諸規定も遵守されている場合が多いと思われる）、会社の形骸化の認定要件については、実質的個人企業の場合とは別個に考察する必要があると考える。したがつて親子会社の場合における法人格否認の問題については、別に稿をあらためて論ずることにし、ここでは実質的個人企業の会社の場合のみを考察の対象としたい。実質的個人企業の会社に関する判例について共通なことは、法人格否認の要件の一つである会社の背後にある人と会社との一体性は法人格濫用の場合には支配を通じるもので十分であつたのに対し、法人格形骸の場合には、その人が会社の支配的地位にあることでは十分でなく、種々の面からみて、いわゆる会社即個人ということが認定される場合に、はじめてその人と会社の一体性が認められるとして、一体性の認定につき慎重な態度をとつていることである。これはおそらく法人格濫用の場合には、会社の背後にある人の濫用の主観的意図の存在を必要としたのに対し、法人格形骸の場合には、右の意図の存在は問題とならないからであろう。[15]

裁判所が会社が形骸にすぎないと認定するに至つた過程はそれぞれの事案において異なつており、したがつてこれらの判例から会社が形骸にすぎない場合の一般的な指標を明確に抽出することは困難であるが、すくなくとも基本的にはつぎのように言えるであろう。会社が会社としての独立の存在の実情にほどとおく、会社の背後にある人によつて完全に支配され、その人の業務および財産と会社の業務および財産とが混同されており、会社の組織および活動につき遵守すべき諸事項が無視されており、取引の相手方としてもその人と会社とを漠然と同視して取引している場合には、取引の相手方は、会社は形骸にすぎないとして、取引の当事者が会社である場合でも、会社の背後にある個人に取引上の責任を追及することが認められる。[16][17] このように法人格形骸の場合の法人格否認の根底には、相手方の利益保護という要求があるが、だからといつて相手方において会社代表者個人を信頼して取引をしたという相手方の主観的意図を要件とみる必要はないであろう。取引の相手方において当事者が誰であるかを明確に意識せず漠然と取引したという事実があれば十分である。[18] 法人格形骸の場合に、特定の事案において会社法人格の存在に伴う法的利益を享受しようとすることも法人格の濫用の一場面であるといえなくはないが、この場合には、上述のごとく法人格濫用の場合のように会社の背後にある人の濫用の主観的意図の存在を要件としないから、法人格形骸の場合を法人格濫用の場合と区別して考察する必要がある。[19]

(1) 蓮井「会社法人格の否認」ジュリスト四五一号九八頁。

(2) 大隅「法理」八頁以下に掲記されているアメリカの判例参照。

(3) 旧会社が賃料の不払を理由とする居室明渡請求訴訟の提起をうけた後、旧会社に対する債務履行請求の手続を誤らせ、時間と費用を浪費させる目的で旧会社と商号、代表取締役、監査役、本店所在地等を同じくする新会社を設立した場合には、法人格否認の法理の適用があると判示した昭和四五年五月六日の東京高裁判決（判例タイムズ二四七号）があるのみである。

(4) 会社法人格の濫用がある場合として、次の諸場合が学説上一般に挙げられている。

(1) 会社法人格の利用による法の潜脱の場合

法の潜脱とは、直接法規に違反はしないが当該法規の目的を害するような行動をいう。この態様としては、

a 法律上競業避止義務を負う者（たとえば営業譲渡人、支配人、代理商、会社の無限責任社員および取締役など）が競業避止義務回避の意図のもとに

株式会社を設立してその支配株主となり、当該会社の名において競業取引をなす場合

b　個人がその企業を会社組織ことに一人会社とし、その会社を被保険者とする損害保険に加入した上で、みずから保険事故を招致する場合（商六四一参照）

c　使用者が労働組合の結成を妨げる意図のもとに会社を解散して従業員を解雇した上で改めて別個の会社を設立しまたは個人名義をもつて従前の設備を利用して企業を継続する場合

などがある。

(2)　会社法人格の利用による契約上の義務の回避

この態様としては

a　契約上一定の行為をなさない旨の不作為義務たとえば（競業避止の義務・特定商品を製造しない義務など）を負う者が、この義務を回避する意図のもとに新会社を設立し、その会社を通じて契約上禁止された行為をなす場合

b　取引上巨額な債務を負う会社の支配株主が会社を解散し、営業目的、営業場所、取締役、得意先、従業員などを同じくする新会社を設立して契約上の債務を免れようとする場合

などがある。

(3)　会社法人格の利用による債権者詐害の場合

この態様としては、

a　債務者が債権者の強制執行を免れるために、株式会社を設立し、これに自己の財産を現物出資する場合

b　本来企図する事業に比して著しく小額の資本の株式会社を設立し、事業に必要な資金を支配株主が消費貸借の形で会社に貸し付ける場合

などがある。

（これら諸場合の詳細については大隅「濫用」二五―三二頁、奥山・前掲一七一―七頁参照）

なお、大判昭和七・九・一四民集一一巻一八二八頁は(1)のb、大阪地判昭和三一・一二・一労民集七巻六号九八六頁は(1)のc、東京高判昭和四一・九・五下級民集一七巻九・一〇号七六九頁は(2)のa、福岡高判昭和四三・一〇・一六判時五五一号八二頁は(2)のb、宇都宮地判昭和三三・七・二五下級民集九巻七号一四三三頁は(3)のaにそれぞれ当る事案を取扱つているが、これらの判例は、いずれもそれぞれの法規、契約の合理的解釈や信義則の法理によつて解決をはかつており、法人格否認の法理を援用していない。

(5)　大隅「濫用」三三―四頁。

(6)　奥山・前掲一七八頁。主として親子会社の関係においてみられる。親子会社関係におけるこの支配の問題については、田代有嗣・親子会社の法律一五頁以下参照。

(7) かような行為者の濫用の意図は法規または契約上の義務者がもしみずからそれをなせば法規あるいは義務違反となるような行為を目的とする会社を設立し、かつその背後にあつてこれを支配しているという事実の立証があれば、このことから十分推認されうるのであつて、むしろ義務者側に濫用の意図の存しない旨の立証責任を負担さすべきであるとする見解（大隅「会社の法人格の否認と最近の判例」会社法の諸問題四三〇頁、蓮井「会社法人格の否認」ジュリスト四五一号一〇二頁）があるが、この見解によれば一人会社やいわゆる個人会社は不当に法人格を否認される場合が生ずるおそれがあるので、法人格否認の法理の適用を主張する側によつて義務者側に濫用の意図のあることが立証されなければならないものと解する（正亀・前掲八一頁もこれと同旨のように思われる）。

(8) 前記熊本地八代支判は、特約に基づく競業避止義務を負う個人が同種の営業を目的とする会社を設立して株主および取締役となつた場合に、個人の競業避止義務違反を理由とする損害賠償責任が追及された事案において、傍論として法人格否認の法理に言及し、つぎのように判示している。「会社の形態を利用して、競業避止の契約を回避することは許さるべきではないが、契約上の義務者は被告等個人であつて会社ではないから、会社の競業行為について被告等に契約違反として責任を追及するためには、被告等が会社の背後にあつて之を支配している事実、つまり会社の支配者と契約上の義務者である被告等が同一人であること、このことは被告等が会社の株式の全部若くは重要部分を保有することによつて達せられる場合が多いであろうが、それに加えて契約上の義務者である被告等に契約上の義務を回避する為めに会社を利用せんとする事実（法人格否認の法理）が立証されなければならないものと解する」。ここでは本文の立場と同様のことが判示されている。

(9) 一般論として形骸という言葉が比喩的であり、実体が不明瞭であるという批判（小川善吉「法人格否認の法理の適用」金融法務事情五六〇号一六頁）、さらに、「法人格が全くの形骸にすぎない場合」というメルクマールはわが国の実情に即せず（わが国では会社形態をとつてはいるものの、その実個人企業がきわめて多いから、この法理を厳格に適用すれば大部分その対象となつてしまう）この法理が安易に適用される危険性をはらんでいるから、法人格の形骸は法人格否認の指標としては適切でないとする見解（大山俊彦「株式会社の法人格否認と取引上の責任の帰属」（判批）週刊金融商事判例一六五号四頁）がある。他方において法律的に要件を明確化し、予測可能性が保障されるならば、一群の事象を表わす名称として「形骸化」の語を用いることも不当ではないとする見解）龍田節「法人格否認法理の最近の展開」商事法務研究五三四号八頁）がある。

(10) 大隅「会社の法人格の否認と最近の判例」会社法の諸問題四三七頁、奥山・前掲一八二頁。

(11) 最高裁はどのような事実から法人格が形骸にすぎないことを認定したのか。判決は、Y会社は税金の軽減を図る目的のために設立された会社で、A自らがその代表取締役となつたのであり、会社とはいうものの、その実質は、A個人の企業にほかならなかつたと判示しているだけである。これだけの事実では具体的な判示がなく物足りないが、最高裁としてはおそらく、原審がそのまま引用する地裁判決において、実質的には個人企業であると認定されていることから、法人格が形骸にすぎない場合に当ると判断したのであろう（龍田・前掲八頁）。

(12) 判例その一は、契約の当事者は代表者個人であるとの事実認定により、代表者個人の責任を認めているが、傍論として、かりに契約の当事者が代表者

個人でなく会社であつたとしても、法人格否認の法理の適用により会社の行為について代表者個人の責任を追及しうることを認めており、会社形骸の場合に法人格否認の法理の適用を認める典型的な判決ということができる（最高裁判決においては、法人格否認により法人の実体である個人の責任が認められているのではなく、個人の行為を会社の行為として取り扱うことによつて会社の責任が認められているのである）。この判例においては、法人格否認の要件として会社が形骸化しているという客観的要件のほかに、相手方において代表者個人を信用して取引するという主観的要件を掲げている点が注目される。

判例その三は、個人が会社の実質的代表者として支配的地位にあり会社の事業および財産を個人のもののごとく取扱い、会社と個人の業務・財産が混同している場合には、会社の法人格は形骸にすぎないことを認定し、法人格否認の法理の適用を認めているが、この場合に、法人の背後にある個人とともに法人にも責任を認め、両者の関係を不真正連帯債務と解している点は、法人格否認の効果について新たな論点を提供したものとして注目される。

(13) この判例は会社が形骸にすぎない場合に法人格否認の法理の適用を認めた最高裁の立場を更に推究し、親会社と子会社との関係に法人格否認の法理をとり入れる基準を示している。会社が形骸である場合には、実体を全く欠く会社と取引する相手方の保護の要請が法人格否認の根拠となつていると解されるから、会社が親子関係にある場合に、子会社の従業員の有する賃金債権について親会社の支払責任を認める場合には、その論拠はかなり異なつたものとならざるを得ない。なぜなら、ここでは、たとえ子会社の従業員は親会社の従業員であるという意識であつたとしても、それは一般に私法の分野において従来保護されるべきものと考えられていた取引の相手方の意識とは異なつたものであるからである（河本一郎「法人格の否認」別冊ジュリスト二九（会社判例百選〈新版〉一三頁）。

この判例はこのような点を端的に示しているものといえよう。

(14) 本判決は親会社と子会社が経済的に単一の企業体たる実体を有し、企業活動の面においても親会社の子会社に対する現実的統一的な管理支配が存在すれば子会社の法人格を否認しうるという。そして両会社の財産が混同状態に至らない場合でも親会社が子会社の業務財産を一般に株主権を行使して支配できるだけの子会社の株式を所有していれば、企業の経済的単一性が認められるとしている。このように一段と緩やかな要件で法人格否認の法理の適用を認めた背景には、会社が親子関係にある場合には、個人株主から成る株式会社の場合と異なり有限責任原則が重複して働いているから会社自体の形骸性を問題にしなくても容易に右の法理を適用できるという本判決独特の理論がある。このように本判決は右の法理の適用要件を緩和している反面、子会社の債務について親会社が責任を負うところの債権者は親会社が会社制度を濫用したような事情がない限り、子会社の従業員のごとく消極的に因果の関係で子会社の債権者となつた受動的債権者に限られるとしている。このような判旨は多くの問題点を含んでおり、判旨に批判的な見解（龍田・前掲五頁および一〇頁、同「従属会社の賃金債務に関する支配会社の責任」―判批―判例評論一四〇号三五頁）もある。判旨に現われている考えは、要するに、経済的弱者保護の見地から経済的強者に責任を負わせる目的で法人格否認の法理を使つたということに尽きるのではないかと思われるが（同旨河本・前掲一三頁）法人格否認の法理が本判決のような事案にまで拡大適用されてよいかどうかは問題であろう。

(15) 龍田・前掲（論文）九頁。

(16) 奥山・前掲一八七―八頁参照。前記仙台地判昭和四五・三・二六は、社員個人が会社の財産業務などを事実上完全に支配してその個別的独立性に一線を画することができず、事実上社員たる個人と会社たる法人が法形式的には独立した法主体性を有するに拘らず社会的経済的にこの二者が包括した一個の単一体を構成している場合（例えば右二者が人的物的又は業態上混同しているような場合）には、会社の形骸化を理由として会社法人格を否認しうると判示している。

(17) アメリカの判例において、法人格の形骸を理由に法人格を否認した事例はあまり多くないが、法人格形骸の指標としては、会社・社員間の相互の財産の混同、明確な帳簿記載の欠如、取引業務における区別の欠如などが考えられている（神崎克郎・「実質が個人企業と認められる株式会社における取引の効果の帰属」（判批）判例タイムズ二三八号九三頁）。

(18) 法人格否認の法理はいわゆる外観理論の一適用場面ではない。

なお法人格否認の法理の根底には、相手方の利益保護という要求がある以上法人格の否認を主張しうるのは相手方およびこれに準ずる者（債権の譲受人など）に限る。したがつて会社法人格が形骸であることを理由に会社が取得した債権を個人が行使することは許されない（奥山・前掲一六六頁）。

(19) 既に述べたごとく法人格否認の指標の一つとして法人格形骸を挙げることは適当でないという見解もあるが、法人格の濫用に至らなくても、法人格を否認しうる場合があるか否かが問題であり、これを肯定する以上、濫用の場合と対比して要件を考察するためにもなんらかの名称をつける必要があり、この場合の一群の事象を表わす名称として「法人格の形骸」の語を用いることも不当ではないと考える（龍田・前掲(論文)八頁）。

四

法人格否認の法理は、既述したところからも理解しうるように、法人格に関する一般原則を貫ぬくことがもたらす不当な結果を回避するための概括的な原則（一般条項的性格を有する）であるから、法人格に関する一般原則と矛盾しない既存の個別的な制定法規定の解釈により妥当な解決が得られる場合には、それを先行させるのが当然であると考える。(1) 一般条項と個別的な制定法規定との関係について、株主平等の原則と商法二四一条一項および二九三条との関係にみられるごとく一般条項はそれを具体化した規定との間においては、その適用順位が劣後的になるが、個別規定が、ある一般条項を具体化したものではなく、両者が別個の観点から存立しているものであれば、具体的事案が双方の要件を満たす場合には、どちらを適用してもよいとする見解がある。(2) しかし、このような見解は大巾に一般条項への逃避をみとめるものであり、法的安定性を害する

危険があるので、是認することはできない。

要するに法人格否認の法理は、既存の個別的な制定法規定をどのように解釈しても妥当な解決をうることができない場合で、しかも法人格の濫用または法人格の形骸が認められる事案において、はじめて適用されるべきものである。したがって、たとえば、Y_1会社が解散し、新たにY_2会社が設立されたが、両会社の商号・営業目的・営業場所・取締役・得意先・従業員等が全く同一であり、Y_1会社とY_2会社の経営の実体は別個のものと認めることができない場合において、(3) Y_2会社にY_1会社の債務の支払義務を負わせるのが衡平の観念に適合する場合には、まず、Y_1会社とY_2会社との間には事実上の営業譲渡があるものと推認し、Y_2会社に営業の譲受と商号の続用による商法二六条に基づく責任を認めるのが筋道であり、この場合には法人格否認の法理の適用にふみきつてはならない。(4) これとは異なり、もしY_2会社がY_1会社の商号と異なる商号を使用していたとすれば、たとい両会社の間における営業譲渡を推認しても、商法二六条によりY_2会社の責任をみとめることは困難である。しかし他の事実関係が全く同一である場合にY_1会社とY_2会社の商号が異なるという理由だけでY_2会社にY_1会社の債務の支払義務を否認することは妥当でないと思われる。Y_1会社の解散とY_2会社の設立が単なる名目にとどまり、経営の実体が同一であるとみとめられる場合には、たとえ$Y_1$$Y_2$両会社の商号が異なつていても$Y_2$会社に$Y_1$会社の債務の支払義務をみとめるのが相当であつて、ここにはじめて法人格否認の法理がとりあげられることになる。

このような見地から、前記最高裁が「個人名義でなされた取引であつても、相手方は敢て商法五〇四条を俟つまでもなく直ちにその行為を会社の行為であると認め得るのである」と判示している点を考えよう。最高裁判決の事案の場合、形式にのみ着眼して、賃貸借契約の当事者はY会社であるのに、裁判上の和解の当事者はA個人であるから、右和解の効力はY会社に及ばないとしてXを敗訴せしめてすむのであれば、ことは極めて簡単である。しかしそれでは、取引の実情に適せず、衡平の観念にも合わない。そこで最高裁は法人格否認の法理をとりあげたが、この事案は、法人格否認の法理を持ち出すま

でもなく、既存の理論によつて妥当な解決を得られる場合ではなかつたかということが問題となつている。

右の事案は商法五〇四条の適用によりAのなした裁判上の和解を、Aが代表権を有するY会社のためにする行為と構成することにより判旨と同一の結論を得られたことを理由に、当該事案に法人格否認の法理を適用したことを疑問視する見解が多い。(5) しかし、右事案で問題となつているXとA個人との間の行為は裁判上の和解である。したがつて商事代理における非顕名主義を定めた商法五〇四条の規定が一般の取引行為とは性格を異にする裁判上の和解について適用されるかどうかは問題である。周知のごとく、裁判上の和解の本質については学説上論議されており定説をみないため、(6) この問題について解釈論を展開するよりは法人格否認の法理を援用して解決する方が直截簡明であると最高裁が考えたのではないかと思われる。しかし、筋道としては、商法五〇四条が右の裁判上の和解について適用あるか否かを検討し、その結果、もしこれを肯定すれば、A個人のなした右の裁判上の和解をAが代表権を有するY会社のためにする行為と構成することによりY会社の店舗明渡義務を認め、これを否定する場合にのみ法人格否認の法理を援用して、これと同一の結論を認めるべきであつたと考える。最高裁が判決において、「敢て商法五〇四条を俟つまでもなく」と表現している趣旨は判然としないが、かりにこれが、一般条項と個別的規定との間において、両者が別個の観点から存立しているものであれば、具体的事案が双方の要件をみたす場合には、どちらをさきに適用してもよいという立場を示しているものとするならば、このような立場に首肯しえないことは既に述べたとおりである。

法人格否認の法理は、正義や衡平の実現というすぐれて実践的な要求の基礎の上に立つて、たとえ特定の事案についてであるにせよ、形式上存在する法人格を無視することを認めるものであるから、その根拠を実定法の中に求めることは困難である。最高裁判決も、この法理をみとめることの必要性は説いているが、実定法上の根拠については全くふれていない。それにもかかわらず、学者は、この法理の実定法上の根拠を模索している。多くの学者は、この法理の実定法上の根拠を権

利濫用の禁止に関する民法一条三項の類推解釈ないし同条項の一つの新しい解釈に求めている。[7] しかし権利濫用禁止の原則と法人格が濫用された場合に法人格を否認しうることとは、法律制度が本来の目的から逸脱して利用される場合には、その制度は機能しえないという点で共通するにすぎず、法人格の形骸を理由に法人格を否認しうることは、権理濫用禁止の原則によつては説明できない。それゆえ、学者は民法一条三項の類推解釈とか新しい解釈というのかも知れないが法人格否認の法理を民法一条三項とこのように緩やかな形で結びつけることにどれだけの意義があるか疑わしく思われる。[8] また、株式会社の法人格は株主に有限責任の特権を与えるものだとして、会社法人格の濫用はこの特権の濫用であるから広義の権利濫用になるとする見解がある。[9] 法人格否認の法理が株主有限責任原則に対する例外という形で現われることもあるが、[10] 前記最高裁判決の事件や、競業禁止の回避とか偽装解散などの場合のように、株主の有限責任とは関係がない場合もあるから、会社法人格の濫用を株主の有限責任という特権の濫用と構成することは疑問である（法人性と構成員の有限責任とは区別して考えるべきである）。[11] 法人格否認の法理は、法人概念の相対性の一つの現れにすぎないとして、この法理の位置づけのために実定法の規定を求めるならば、会社が法人であることを定めた商法五四条一項が最も適当であるとの見解がある。[12] しかし、商法は会社の設立について準則主義を採用し、法定の設立手続さえ履践すれば、すべての営利社団に完全な法人格を与えているから、設立過程において、会社形態により企業を遂行することの実質的意図、たとえば会社設立の目的が契約上の義務の回避や債権者詐害にあるというような事実が法人格取得の有無に影響することを認めていると解すべき根拠はないし、一旦取得された法人格が一定の要件のもとに消滅するということも、解散命令や設立無効の訴などの明文の規定にもとづいて行なわれる場合でないかぎり、これは商法五四条一項の解釈から認めることは困難である。また、一旦与えた法人格を一定の要件が充たされるならば、特定の事案について無視しうるということも同条同項から導き出すことはできない。

このようにみてくると、法人格否認の法理の実定法上の根拠を求めることは困難であるのみならず、これをせんさくする

ことはあまり意味がないと思われる。したがつて、法人格否認の法理に「裁判官により作られた法（judge-made law）」としての性格を卒直にみとめ、これを前提として、この法理適用の範囲・要件等の明確化を期することが望ましいと考える。

(1) アメリカにおいても、これと同様の見解をとるものとして Canfield, The Scope and Limits of the Corporate Entity Theory 17 Col Law Rev. p. 128 ff. がある。
(2) 龍田・前掲（論文）七頁。
(3) 東京地判昭和三四・九・一六下級民集一〇巻九号一九四四頁はこの種の事案に関する判決である。
(4) これに反し、大隅「会社の法人格の否認と最近の判例」会社法の諸問題四三三頁は、この場合に法人格否認の法理の適用を認める。
(5) 神崎・前掲九四頁、奥山・前掲一八九頁、大山・前掲四頁、正亀・前掲八一頁。
(6) 裁判上の和解の本質については、私法行為説、訴訟行為説、両行為併存説・両性説などが存在する（三ケ月章・民事訴訟法四四六頁参照）。
(7) 大隅・「濫用」二四頁、田中（誠）・会社法詳論上巻三七頁、蓮井・ジュリスト四五一号九八頁、奥山・前掲一六五頁、星川「株式会社における法人格否認の法理」金融法務事情五八五号八頁。
(8) 龍田・前掲（論文）一二頁。
(9) 星川・前掲八頁。
(10) 前記仙台地裁判決はこの事例である。
(11) 龍田・前掲（論文）一二頁。
(12) 龍田・前掲（論文）一二頁。

五

以上において考察してきたことを総括すると次のようになる。

法人格否認の法理は、一般条項的性格を有するものであるから、一般条項への逃避をさける意味で、その適用にあたつては慎重な態度が要求される。したがつてたとえば、契約条項または既存の法規の合理的解釈によつて妥当な解決がえられる事案については法人格否認の法理の適用を考えてはならない。その意味において、最高裁判決以前に下された多くの下級審

判決が法人制度の目的からみて会社法人格のヴェールを貫ぬき、その背後にある実体を直視することが明らかに妥当であるような事案に直面した場合にも、それぞれの法規、契約条項の合理的解釈によつて法人格を否認した場合と実質的に同一の結果が得られると思われるときは法人格否認の法理の適用を避けてきた態度は、これを首肯しうる。(1)

会社法人格の否認とは、会社の法人としての存在を一般的に否定することを意味するものではなく、当該事件の具体的な法律関係についてのみ会社法人格があるにもかかわらず法人格がないのと同様な取扱いをすることをいう。したがつて法人格の「否認」という言葉は妥当でない。法人格の「無視」といつた方が事柄の内容を適確に示しているものといえる。

法人格否認の法理は、具体的事案における正義衡平の要求を実現するため、裁判官によつて作られた法としての性格を有する。したがつてこの法理の適用範囲をできるだけ制限しておく必要があるが、正義衡平の観念からこの法理を適用することに高度の妥当性がみられるのは、会社の実質的支配者によつて会社制度が濫用される場合と、実質的個人企業の会社にみられるごとく会社が形骸である場合の二つの場合である。法人格濫用と法人格形骸に共通な要件としては、行為者と会社との実質的一体性であるが、法人格濫用の場合には、これとは別に、行為者側の濫用の主観的意図の存在をも要件とするため、右の一体性認定の要件としては行為者が会社を支配していることで十分であるのに対し、法人格形骸の場合には、右の行為者側の主観的意図は問題とならないため、右の一体性を認定するにあたつては、より慎重な態度が要求され、行為者が会社を支配しているという事実だけでは足りず、行為者の業務・財産と会社の業務・財産との混同、明確な帳簿記載の欠如、取引業務における行為者と会社間の区別の欠除、法の要求する会社の組織・活動に遵守すべき事項の無視などの事実の存在を必要とする。また法人格が形骸の場合の法人格否認の根底には実体を全く欠く会社と取引する相手方の利益保護という要求が認められる。

会社法人格の濫用がある場合に、法人格あるところにこれがないのと同様の取扱をなすことを認めることは、法律制度の

濫用は法によつて保護されないという一般原則の適用にほかならない。したがつて、この場合には会社の背後にある者の会社法人格の存在に伴なう法的利益の主張は許されない。

会社法人格が形骸である場合の法人格否認というのは、法人の実体がないことを理由に、法人の背後にある実体に即した取扱いをすることを認めることを意味するから、一般に会社と個人との実質関係を考慮し、この点を判断の基準として解決する場合と結果的には大差ないように思われるが、いかなる場合にどの程度実質関係を考慮すべきかが問題とされなければならず、この問題を綜合的に考察する必要があり、この要請にこたえるのが法人格否認の法理であると考える。

会社法人格が形骸である場合の法人格否認の効果について、最高裁は、「会社名義でなされた取引であつても、相手方はその取引をば背後者たる個人の行為であると認めて、その責任を追求することを得、そして、また、個人名義でなされた行為であつても、相手方は……直ちにその行為を会社の行為であると認めうるのである」と判示している。既に述べたごとく、法人格否認の法理は、会社なる法人のヴェールを貫ぬき、その背後にある実体に即した法律的取扱をすることを認めるものであるから、その効果として会社と取引をする相手方はその取引をば背後者たる個人の行為と認めて会社債務につき個人の責任を追及しうることは当然認められるが、最高裁判決のいうように、個人名義の行為を会社の行為として取扱うことまで是認して良いかどうかは問題である。なぜなら個人名義でなされた行為の効果を会社に及ぼすには会社の法人格を無視することによりその目的を達成することはできず、むしろ会社の法人としての存在を認めつつ、会社と個人とを同一視することが必要であるからである。そこで会社と個人とを同一視するという意味を最高裁判旨のように解するならば「法人格否認の法理」というよりは「法人格混同の法理」[2]もしくは「法人個人二人格共同責任の法理」[3]と呼ぶ方が、より事柄の内容を正確にあらわしているとする見解もある。法人格否認の効果を最高裁判旨のように解するならば、取引の相手方は会社、個人のいずれに対しても責任を追及しうるが、この場合会社と個人は共同責任を負うのか否か。[4] また、最高裁の見解

は、法人格の否認とは、法人格の否定を意味するものではなく、会社と特定の法律関係について会社背後の支配的人格との「人格の融合」を意味するとする見解[5]とどこが違うのかなどの問題が残されているが、これら法人格否認の効果に関する問題点の検討にはなお歳月を要するので、これらの問題については、後日あらためて考察することとしたい[6]。

（1）この種の判決としては、東京地判昭和三四・九・一六下級民集一〇巻九号一九四四頁、大阪地判昭和三五・六・一三判例時報一三六号三〇頁、東京高判昭和四一・九・五下級民集一七巻九・一〇号七六九頁などがある。

（2）小川・前掲一五頁。

（3）西島梅治「法人格否認の法理」法学セミナー一六五号三〇頁。

（4）前記大阪地判昭四四・五・一四は法人の背後にある個人とともに当該法人の契約上の責任をも認め、両者の関係を不真正連帯債務と解している。これより以前の裁判例でこのように法人とその背後の実体たる個人の責任が同時に追及された事例は見当らない。

（5）西原・前掲一二三頁。

（6）なお、最高裁判決は、会社の法人格が否認された場合であつても訴訟法上の既判力については別個の考察を要し、その判決の効力は当事者以外には及ばないと判示している。したがつて個人またはその支配する会社のいずれかに対する債務名義をもつてしても、この法理の適用により直ちに他方に強制執行しうるとはいえず、そのためには改めてこれに対する債務名義を得なければならず、その限りでは相対的効果を生ずるにとどまる。法人格否認の法理に関する訴訟法の問題点については、奥山・前掲一六七頁参照。

（一九七〇・一二・一〇）

＊　＊

津田先生には、このたびめでたくご定年を迎えられた。筆者は、判例評釈にすぎないような拙いものながら、最近とみに議論の的となつている法人格否認の法理についての一試論を先生に捧げ、積年の学恩に対する感謝の微意を表する次第である。

筆をおくにあたり、先生がいつまでもご壮健で、筆者の学問上の歩みを見守つて下さるようお願いするものである。